別海町合葬墓　ご使用の手引き

※この手引きは「別海町合葬墓設置及び管理に関する条例」を基に作成しています。

【担当・問合せ先】
〒086-0205
北海道野付郡別海町別海常盤町２８０番地
別海町役場 福祉部 町民課 町民生活担当
TEL：0153-74-9647
FAX：0153-75-2773

令和３年４月１日版

１．別海町合葬墓とは

別海町合葬墓は、生活様式や価値観の多様化、少子高齢化や核家族化などにより社会を取り巻く環境が急速に変化する現状において、安心して暮らせる環境づくりのひとつとして、家族や親族によるお墓の継承や管理に不安のある方、経済的な事情からお墓を持てない方などに対し、埋蔵（お墓に遺骨を納めること）方法の選択肢を広げることを目的に、令和２年１１月に建立、令和３年４月１日から使用を開始しています。

合葬墓とは、ひとつのお墓に複数の焼骨（火葬後の遺骨）を埋蔵する合葬式のお墓で、別海町合葬墓は約１，８００体の焼骨を埋蔵することができます。

管理は別海町が行いますので、継承者の問題やお墓が放置されるなどの心配はありません。また、この手引きに記載している使用条件等を満たした方であれば、人種、国籍、宗教、思想などに関係なく使用することができます。

ただし、合葬式のため一度埋蔵された焼骨はあとから返還することができませんので、ご親族等と十分に相談のうえで使用を決めていただく必要があります。

２．使用資格

別海町合葬墓を使用できる方（申請者）は、町営墓地（２ページ参照）を使用していない方、または使用している町営墓地の区画を返還する方で、次のいずれかに該当する方です。

（１）改葬の場合

①別海町に住所または本籍を有している方

②別海町内に所在する墓地または納骨堂（民営の墓地や納骨堂も含む）から改葬しようとする方（住所・本籍は問いません）

（２）改葬以外の場合

①別海町に住所または本籍を有している方

②別海町に住所または本籍を有していた故人の焼骨を埋蔵しようとする方（住所・本籍は問いません）

（３）上記のいずれにも該当しない方で町長が特別の理由があると認めた方

主に（１）及び（２）に準じた方が対象となります。使用の可否については個別に判断しますので、事前にお問合せください。

※どの項目に該当するか迷った場合は、７ページの「使用の可否判断と必要書類チェック」を参考にご確認ください。

【町営墓地】

走古丹墓地、本別海墓地、床丹墓地、尾岱沼霊園、べつかい霊園、別海北鳴墓地、別海北矢臼別墓地、中春別墓地、豊原墓地、上春別墓地、上春別福山墓地、上春別朝日墓地、上春別上西別墓地、上春別春日墓地、大成墓地、大成大麻墓地、中西別墓地、中西別広野墓地、西春別駅前霊園、西春別墓地、上風連墓地、上風連南矢臼別墓地、上風連開南墓地、上風連中央墓地、本別墓地、奥行墓地、泉川墓地の２７墓地が該当します。

【改葬とは】

墓地または納骨堂に埋蔵、埋葬（土葬）または収蔵（納骨堂に遺骨を納めること）されている遺骨を別の墓地または納骨堂に移すことをいいます。

３．使用料

（１）申請者が別海町民の場合

焼骨１体につき　１０，０００円

（ただし、複数の焼骨を一度に改葬する場合は上限額５０，０００円）

（２）申請者が別海町民以外の場合

焼骨１体につき　１６，０００円

（ただし、複数の焼骨を一度に改葬する場合は上限額８０，０００円）

〇料金表

埋蔵する焼骨の数	使用料（一度の申請につき）	
	別海町民	別海町民以外
１体	１０，０００円	１６，０００円
２体	２０，０００円	３２，０００円
３体	３０，０００円	４８，０００円
４体	４０，０００円	６４，０００円
５体	５０，０００円	８０，０００円
６体以上	改葬の場合　　：焼骨数に関わらず５体分の料金と同額 改葬以外の場合：焼骨１体増すごとに１体分の料金加算	

※使用料は、使用許可後に発行する納入通知書により期限内にお支払いください。

【使用料の減免】

申請者が生活保護受給者またはそれに準じていると町長が判断したときは、使用料を減免することができます。

なお、合葬墓使用料減免申請書（第３号様式）等の提出が必要です。

４．申請に必要な書類

別海町合葬墓への埋蔵を希望される方は、次の書類のうち必要なものを町民生活担当に提出してください。

なお、使用資格の該当項目ごとに必要書類が異なりますので、７ページの「使用の可否判断と必要書類チェック」を参考にご確認ください。

（１）合葬墓使用許可申請書（第１号様式）

必要事項を記入のうえ提出してください。記入にあたっては１０ページの「記入例」を参考にしてください。

（２）火葬許可証

埋蔵される故人の遺骨が焼骨であることの確認を行います。火葬時に発行されます。紛失等されている場合は、許可を受けた市町村に再交付の可否についてご確認ください。再取得が困難な場合は町民生活担当にご相談ください。

（３）住民票

申請者の住所の確認を行います。本籍地が記載された住民票を提出する場合は（４）を省略できます。

（４）戸籍の謄本または抄本

申請者の本籍を確認します。本籍地が記載された住民票を提出する場合は省略できます。

（５）住民票の除票または戸籍の附票

埋蔵される故人の住所・本籍の確認を行います。取得が困難な場合は町民生活担当にご相談ください。なお、改葬の場合は提出不要です。

（６）改葬許可証

改葬であることの確認を行います。**合葬墓の使用資格に該当することを事前に町民生活担当に確認のうえ**、現在埋蔵等されている墓地や納骨堂が所在する市町村で改葬手続きを行って交付を受けてください。なお、改葬以外の場合は不要です。

（７）（１）から（６）のほか、町長が必要と認める書類

状況に応じて提出を求める場合があります。必要な書類は状況によって異なります。

５．申請から納骨までの流れ

①	火葬許可証の取得・ 改葬許可証の取得 （改葬の場合のみ）	火葬許可証の交付を受けてください。 また、改葬の場合は、改葬許可証の交付を受けてください。（事前に合葬墓の使用資格に該当することを必ずご確認ください）

▼

②	申　　請	合葬墓使用許可申請書に必要書類を添付し提出してください。 使用料の減免を受けようとする方は使用料減免申請書を同時に提出してください。

▼

③	申請書の審査・ 納骨日時の仮決定	申請内容に疑義等が生じた場合は、追加書類の要求または直接聞取りをすることがあります。 また、併せて納骨日時を仮決定します。

▼

④	許可証・納入通知書 の交付 （納骨日時の決定）	合葬墓使用許可証と使用料の納入通知書を交付します。 納骨日時は許可証に記載します。

▼

⑤	使用料の納付	納入通知書に記載している納入場所で納期内（納骨日が納期より早い場合は納骨日まで）に納付してください。

▼

⑥	墓地区画の返還 ※町営墓地から改葬 する場合のみ	町営墓地から改葬する場合は使用区画の返還手続きを行ってください。 町営墓地以外から改葬する場合は必ずしも返還等の必要はありません。

▼

⑦	納　　骨	本人確認のため「合葬墓使用許可証」と「納入通知書」を提示してください。 納骨は、職員立会のもと、ご親族等が行います。

６．納骨ができる期間と時間

（１）期間　　４月１日から１１月３０日までの積雪のない期間（役場の閉庁日は除く）

※積雪状況によりますので冬期間の納骨をご希望の場合は事前にお問合せください。

（２）時間　　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までは除く）

７．納骨と参拝の方法

（１）納骨の方法

①許可証に記載された日時に合葬墓に直接お越しください。万が一、決定された日時に来ることができなくなった場合は、必ず町民生活担当までご連絡ください。

②職員が立会し、「合葬墓使用許可証」と使用料の「納入通知書」を確認しますので必ずご持参ください。

③納骨はご親族等に行っていただきます。職員が納骨することはありません。また、事前に焼骨を預かることはできません。

④骨壺等から焼骨のみを取り出し、納骨口に入れます。副葬品など、焼骨以外のものを入れることはできません。なお、埋葬（土葬）遺骨の場合は、改めて火葬していただく必要があります。

⑤納骨後の骨壺等は各自でお持ち帰りください。

⑥職員は納骨が終わったあと直ちに退席します。なお、町では宗教的な行為やその手配などは行いません。

（２）参拝の方法

①納骨後の参拝は自由にできます。ただし、供物や供花などは必ずお持ち帰りください。

②ご親族等による読経などの宗教的な行為は、他の方の参拝の妨げにならない範囲で行うことができます。ただし、線香立てなどは常設していませんので必要に応じて各自ご用意ください。なお、町では宗教的な行為やその手配などは行いません。

③参拝の期間や時間に制限はありません。ただし、冬期間は駐車場以外の除雪は行っていませんので、あらかじめご承知ください。

８．注意事項等

（１）ひとつのお墓に複数の焼骨を埋蔵する合葬式のお墓のため、**一度埋蔵された焼骨はあとから返還することができません。**ご親族等と十分に相談のうえで使用を決めてください。

（２）使用許可後、やむを得ず使用を取りやめることになった場合でも、原則として**一度納付された使用料を返還することはできません**ので、あらかじめご承知ください。

（３）無宗教施設のため、人種、国籍、宗教、思想などの制限はありません。

（４）約１，８００体の焼骨を埋蔵でき、施設容量には十分な余裕がありますので、生前予約は行いません。

（５）墓誌は設置していませんので、名前の掲示はできません。

９．別海町合葬墓の場所

別海町別海４０２番地１　べつかい霊園内

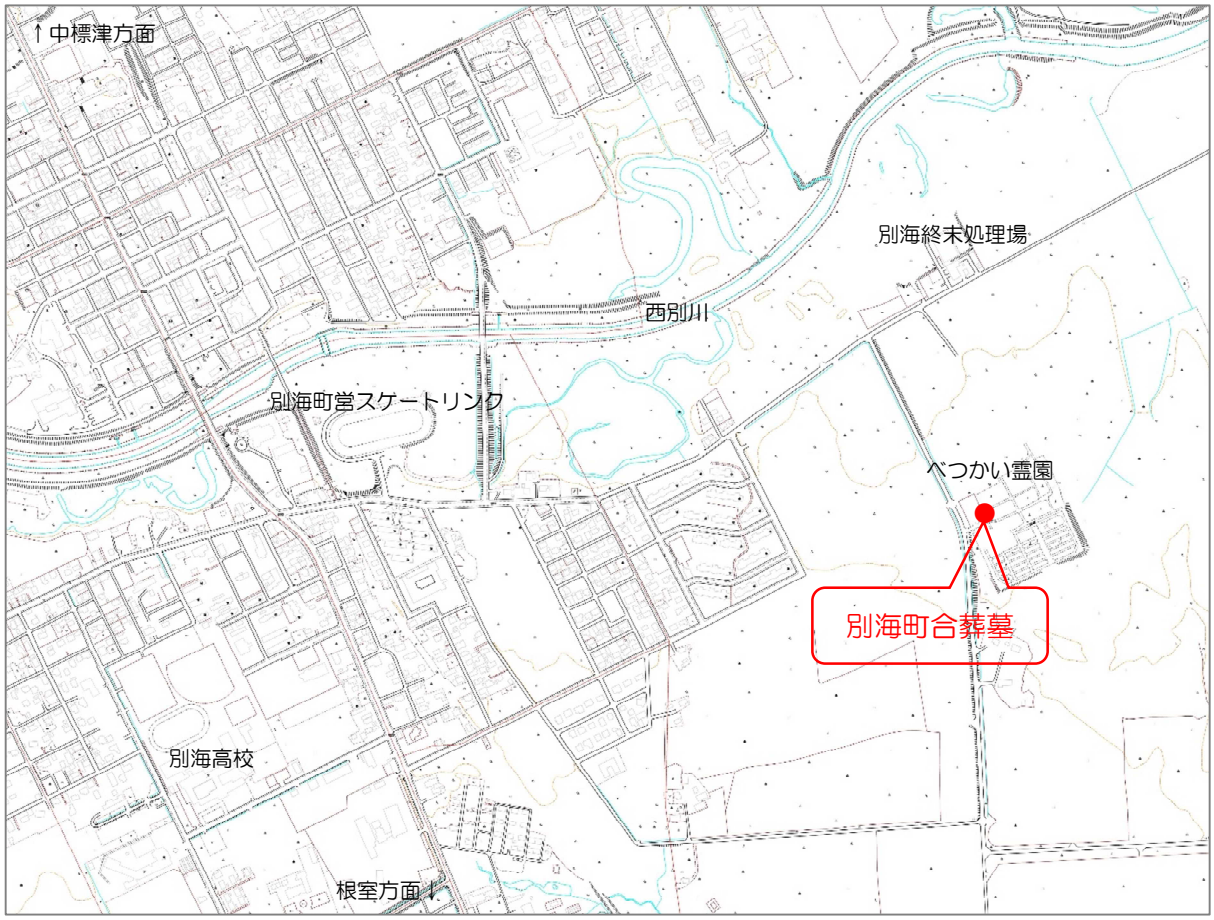

使用の可否判断と必要書類チェック（1/3）

Ｑ１．改葬か、改葬以外か

□改葬　　・・・『Ｑ２』へ　※改葬手続きが別途必要です。

□改葬以外　・・・『Ｑ７』へ

Ｑ２．町営墓地を使用していない（民営の墓地・納骨堂は含まない）

□はい　　・・・『Ｑ４』へ

□いいえ　　・・・『Ｑ３』へ

Ｑ３．現在使用している町営墓地の区画を返還する

□はい　　・・・『Ｑ４』へ　※墓地返還手続きが別途必要です。

□いいえ　　・・・使用できません。

Ｑ４．申請者の住所が別海町にある

□はい　　・・・使用することができます。詳しくは『Ａ』へ

□いいえ　　・・・『Ｑ５』へ

Ｑ５．申請者の本籍が別海町にある

□はい　　・・・使用することができます。詳しくは『Ｂ』へ

□いいえ　　・・・『Ｑ６』へ

Ｑ６．町内の墓地または納骨堂から改葬する（町営・民営は問わない）

□はい　　・・・使用することができます。詳しくは『Ｃ』へ

□いいえ　　・・・使用できません。

Ｑ７．町営墓地を使用していない（民営の墓地・納骨堂は含まない）

□はい　　・・・『Ｑ８』へ

□いいえ　　・・・使用できません。ただし、改葬手続きを行い、使用区画の返還をすることで使用可能になります。

Ｑ８．申請者の住所が別海町にある

□はい　　・・・使用することができます。詳しくは『Ｄ』へ

□いいえ　　・・・『Ｑ９』へ

Ｑ９．申請者の本籍が別海町にある

□はい　　・・・使用することができます。詳しくは『Ｅ』へ

□いいえ　　・・・『Ｑ１０』へ

Ｑ１０．焼骨として埋蔵される故人の住所または本籍が別海町にあった

□はい　　・・・使用することができます。詳しくは『Ｆ』へ

□いいえ　　・・・使用できません。

使用の可否判断と必要書類チェック（2/3）

A．別海町民が改葬により埋蔵する場合

〇使用料

焼骨１体につき１０，０００円（上限額５０，０００円）

〇必要書類

- 合葬墓使用許可申請書（第１号様式）
- 火葬許可証

  ※ご用意できない場合はご相談ください。
- 改葬許可証
- 申請者の住民票

B．本籍が別海町にある方が改葬により使用する場合

〇使用料

焼骨１体につき１６，０００円（上限額８０，０００円）

〇必要書類

- 合葬墓使用許可申請書（第１号様式）
- 火葬許可証

  ※ご用意できない場合はご相談ください。
- 改葬許可証
- 申請者の住民票
- 申請者の戸籍の謄本または抄本

  ※本籍地が記載された住民票を添付する場合は省略できます。

C．別海町に住所・本籍のない方が町内の墓地または納骨堂から改葬する場合

〇使用料

焼骨１体につき１６，０００円（上限額８０，０００円）

〇必要書類

- 合葬墓使用許可申請書（第１号様式）
- 火葬許可証

  ※ご用意できない場合はご相談ください。
- 改葬許可証（別海町から発行されたもの）
- 申請者の住民票
- 申請者の戸籍の謄本または抄本

  ※本籍地が記載された住民票を添付する場合は省略できます。

使用の可否判断と必要書類チェック（3/3）

D．別海町民が改葬以外により使用する場合

〇使用料

焼骨１体につき１０，０００円

〇必要書類

- 合葬墓使用許可申請書（第１号様式）
- 火葬許可証
- 申請者の住民票

E．本籍が別海町にある方が改葬以外により使用する場合

〇使用料

焼骨１体につき１６，０００円

〇必要書類

- 合葬墓使用許可申請書（第１号様式）
- 火葬許可証
- 申請者の住民票
- 申請者の戸籍の謄本または抄本

※本籍地が記載された住民票を添付する場合は省略できます。

F．別海町に住所または本籍があった故人の焼骨を埋蔵しようとする方が改葬以外により使用する場合

〇使用料

焼骨１体につき１６，０００円

〇必要書類

- 合葬墓使用許可申請書（第１号様式）
- 火葬許可証
- 申請者の住民票
- 申請者の戸籍の謄本または抄本

※本籍地が記載された住民票を添付する場合は省略できます。

- 故人の住民票の除票または戸籍の附票（住所・本籍のいずれかが別海町であることが確認できるもの）

※ご用意できない場合はご相談ください。

第１号様式（第２条関係）

記入例

合葬墓使用許可申請書

提出日を記入します。

令和　３年　４月　１日

別海町長　様

申請者の住所等を記入して氏名の横に押印します。

申請者　本　　籍　別海町別海常盤町２８０番地
住　　所　同上
氏　　名　別海　次郎　印
電話番号　0153-75-2111

故人の生前の住所等を記入します。

該当するものを〇で囲みます。

別海町合葬墓設置及び管理に関する条例施行規則第２条の規定により、合葬墓の使用許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

使用区分		埋蔵（改葬を除く）　・　改葬
被埋蔵者	本　籍	別海町別海常盤町２８０番地
	住　所	同上
	氏　名	別海　太郎
	申請者との続柄	父
	本　籍	別海町別海常盤町２８０番地
	住　所	同上
	氏　名	別海　花子
	申請者との続柄	母
使用料		２０，０００　円

使用料は「別海町合葬墓ご使用の手引き」２ページを参考に記入してください。

一度に複数の焼骨を改葬する場合は欄を足すことができます。なお、別紙とすることも可能です。

（添付書類）

1. 火葬許可証
2. 住民票
3. 戸籍の謄本又は抄本
4. 住民票の除票又は戸籍の附票
5. 改葬許可証（焼骨を改葬しようとする場合に限る）
6. その他町長が必要と認める書類

（備考）　改葬の場合において、被埋蔵者の欄が不足するときは、欄を追加することができる。

添付する書類に〇を付けます。必要書類は「使用の可否判断と必要書類チェック」でご確認ください。